

【誓約事項】

(表明保証)

第1 申込者は、以下の各号に定める事項を表明し、保証します。

- (1) 申込者、又はその代表者、役職員、出資者、実質的に経営権を有する者（以下、「申込者ら」とします。）が、反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団、暴力団員およびその関係団体を含む、暴力、威力または詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいいます。）でないこと、又は反社会的勢力でなかったこと。
- (2) 申込者らが、反社会的勢力を利用しないこと。
- (3) 申込者らが、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力または関与しないこと。
- (4) 申込者らが、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- (5) 申込者らが、自ら又は第三者を利用して、貴弁護士会に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず（自己もしくは自己の関係者が反社会的勢力であると伝えること、又は、反社会的勢力に該当しない旨の虚偽の告知することを含みます。）、貴弁護士会の名誉や信用を毀損せず、又、貴弁護士会の業務を妨害しないこと。
- (6) 申込者らが、現時点において、コンプライアンスに反して社会的に非難されるような事態を惹起していないこと。

(権利義務の譲渡)

第2 申込者は、事前の書面による貴弁護士会の承諾を得ることなく本広告掲載契約により生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供しないことを約します。

(契約解除)

第3 申込者は、次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要することなく、貴弁護士会が本広告掲載契約を直ちに解除することができることを認めます。

- (1) 申込者が支払期日までに広告掲載料金を支払わなかったとき。
- (2) 申込者が本広告掲載契約に違反をしたとき。
- (3) 申込者の広告に法令違反の疑いがあるとき（広告内容が事実と合致しない場合を含む）。
- (4) 監督官庁より、営業の取消し、停止等の処分を受けたとき、又はその見込みがあるとき。
- (5) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は自

ら振り出した手形の不渡処分を受けたとき。

- (6) 第三者より差押、仮差押、仮処分、その他強制執行若しくは競売申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (7) 破産、民事再生手続、会社更生手続、又は特別清算開始等決定の申立があった等経済状態が悪化したと認められる状況となったとき。
 - (8) 貴弁護士会の会員等から掲載の内容と異なるなど広告に関する苦情があったとき。
 - (9) その他、申込者の広告掲載を行うことが貴弁護士会の利益又は信用を害する可能性があるなど、貴弁護士会が本広告掲載契約の継続を困難と判断する事由が生じたとき。
- 2 申込者は、前項の解除事由が生じたとき、又は生じるおそれがあるときは、直ちに貴弁護士会に書面で報告します。貴弁護士会から前項の解除事由に関して問い合わせがあったときは、貴弁護士会に対して誠実かつ速やかに回答します。
- 3 申込者は、貴弁護士会が、第1項記載の解除事由が生じ、又は生じるおそれがあると判断したときは、本広告掲載契約の解除に至るまで貴弁護士会の裁量で広告の掲載を停止することができることを認めます。
- 4 以上の解除事由に該当しない場合においても、申込者は、貴弁護士会が広報誌の編集・広告掲載方針を変更したとき、その他貴弁護士会の任意の事由により、約定の広告掲載期間にかかわらず、貴弁護士会が将来に向かって本広告掲載契約を終了させ、又は掲載を留保することができることを認めます。
- 5 以上の事由により、すでに支払い済みの広告掲載料金分の広告が掲載されない場合は、当該広告掲載料金を払い戻してください。

(発行の遅延等)

第4 貴弁護士会の都合（任意の判断による場合を含む）により広報誌の発行が遅れた場合及び貴弁護士会の故意又は重過失によらずに広告上の誤記その他の問題が生じた場合は、貴弁護士会の責任がないものとします。貴弁護士会に責任がある場合でも、損害の限度額は、当該広告掲載料金相当額とします。但し、貴弁護士会の都合により発行されなかった場合は、すでに支払い済みの広告掲載料金を払い戻すか、又は以後の広告掲載料金を充当してください。